

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8 年 8 月 31 日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 高田 克己

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

年末調整事務補助業務に係る労働者派遣

(2) 調達役務の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 22 日まで

(4) 履行期間

令和 8 年 11 月 4 日から令和 9 年 1 月 22 日まで

(5) 履行場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、総額（派遣労働者 1 人 1 時間あたりの単価に総業務時間数 1561.0 時間に乗じた金額と派遣労働者 1 人 1 時間あたりの単価に 1.25 を乗じた単価に総超過勤務時間数 7.0 時間に乗じた金額を合計した金額とし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）で行うものとし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(7) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、入札書の提出を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。紙による入札書の提出は、原則として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要領（平成18年3月30日付け17財監第73号）に基づき、やむを得ないと認められる事由により総務局職員部給与課（以下「入札担当課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 入札者は、法人格を有する団体（以下「法人」という。）又は法人を代表者とする複数の団体（法人格を有しないものを含む。）による共同事業体（コンソーシアム）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 自治令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請業種・品目「事務関連」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組

織に関する法律（昭和32年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとする者でないこと。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- (8) 本公告の日から落札決定までの間に、指名停止の期間がない者であること。
- (9) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1 月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に定める労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (11) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、年末調整に係る各種申告書の確認・入力業務において労働者派遣の実績がある者であること。
- (12) (11) の実績のうち、派遣元の責めに帰すべき事由により履行期限前に契約の解除がされていない者であること。
- (13) 名古屋市内に本店又は支店等事業拠点を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市総務局職員部給与課（名古屋市役所本庁舎 3 階）
電話 052-972-2132 ファクシミリ 052-972-4115

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)

(3) 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 16 日午前 9 時 30 分まで

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 9 月 16 日午前 10 時 00 分

場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市総務局総務課（名古屋市役所本庁舎 3 階）

(5) 開札における注意事項

ア 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、初度入札を含め 3 回を限度として入札を行うものとする。

イ 再度入札を行う場合は初度入札の開札時に、再々度入札を行う場合は再度入札の開札時に、当該入札の受付開始予定日時及び締切予定日時を通知する。

ウ 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできない。

4 本公告に対する質問

(1) 質問方法

質問は、電子入札システムにより送信すること。ただし、ICカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により入札担当課の承諾を得た場合に限り、ファクシミリにより質問を行うことができる。なお、この質問書の作成及び提出に係る費用は、質問者の負担とする。

(2) 質問期限

令和 8 年 9 月 2 日午後 5 時 00 分まで

(3) 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供する。ただし、ICカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により入札担当課の承諾を得た場合に限り、入札担当課にて閲覧することができる。

ファクシミリにて質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほか、個別にファクシミリにて回答する。

回答には、併せて仕様書の補足資料等が掲載されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

(4) 回答期限

令和8年9月4日午後5時00分まで

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金については名古屋市契約事務手続要綱（平成18年3月28日付け17財監第66号）第37条により免除。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する書類（以下「確認申請書等」という。）に虚偽の記載をした者の入札並びに入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 確認申請書等の提出方法

落札候補者となった者は、確認申請書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、3(1)に示す場所に持参により提出することができる。

提出期間 令和8年9月17日から

令和8年9月18日の午後5時00分まで

(8) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(9) その他

ア 本入札は、電子入札システムで行うものであり、本公告及び入札説明書に定めるもののほか、定めのないものについては名古屋市電子入札実施要領（平成18年3月30日付け17財監第73号）及び名古屋市競争入札参加者手引（平成18年3月28日付け17財監第67号）に定めるところによる。

イ 詳細は、入札説明書による。